

山 口 県 の 漁 業

－2018年漁業センサス調査結果報告－

[平成30年11月1日調査]

山 口 県

ま え が き

この報告書は、平成30年11月1日現在で実施された「2018年漁業センサス」のうち都道府県で調査を実施した「海面漁業調査」に係る「漁業経営体調査」の結果をまとめたものです。

漁業センサスは、漁業の生産構造、就業構造を明らかにするとともに、漁村、流通・加工業等の漁業を取りまく実態を明らかにすることを目的に、我が国の水産行政の推進に必要な基礎資料を提供する調査です。1949年（昭和24年）3月に第1次漁業センサスが実施されて以来、今回が14回目の実施となりました。

さて本県は、三方が海に開け、古くから漁業が盛んに行われてきましたが、担い手の減少・高齢化や水産資源の減少など、漁業を取りまく環境は厳しい状況が続いています。

このような中、国においては、「水産基本法」に基づく「水産基本計画」を策定し、生産性の向上と所得の増大、水産資源と漁場環境の保全・管理、また、水産業・漁村のもつ多面的機能の十全な発揮などの施策について、総合的かつ計画的に推進を図ることとしています。

本県においても、平成30年度から令和4年度の5年間を計画期間とする新たな県政運営の指針「やまぐち維新プラン」を策定しました。この「維新プラン」に基づき、農林水産業の担い手の減少や高齢化、貿易自由化の動きなど、直面する多くの課題に対応するため、県産農林水産物の売込み強化や6次産業化・農商工連携などによる販路拡大、「担い手支援日本一」の実現、生産体制の強化、生産基盤整備、資源の有効活用などを積極的に推進し、「強い農林水産業」の実現を目指しているところです。

このような状況のもと、本書が水産行政諸施策の推進をはじめ、各方面で皆様に広くご活用いただければ幸いです。

終わりに、漁業センサスの実施にあたり、ご協力をいただきました漁業経営体、市町、調査員など関係の方々に対し、厚くお礼を申し上げます。

令和2年3月

山口県総合企画部長 北村 敏克

4	主とする漁業種類別経営体数	76
5	営んだ漁業種類別経営体数	82
6	営んだ漁業種類別経営体数（地方選定漁業種類別経営体数）	88
7	漁船使用の有無別経営体数	88
8	11月1日現在海上作業を営んでいる経営体数	89
9	11月1日現在の海上作業従事者数別経営体数	89
10	陸上作業最盛期の陸上作業従事者数別経営体数	89
11	動力漁船保有隻数別経営体数	94
12	漁獲販売金額別経営体数	94
13	主な漁獲物の出荷先別経営体数	95
14	新規就業者の有無別経営体数	95
II	個人経営体統計	100
1	自営漁業の専兼業別経営体数	100
2	漁業の主従別営んだ兼業種類別経営体数	100
3	専兼業別・基幹的漁業従事者の男女別・年齢階層別経営体数	106
4	自営漁業の後継者の有無別経営体数	113
5	民宿を行っている経営体数及び利用者数	113
III	漁業就業者統計	118
1	男女別・年齢階層別漁業就業者数	118
2	自営・雇われ別漁業就業者数	124
3	個人経営体出身で自営漁業のみの漁業層別漁業就業者数	124
4	個人経営体出身で自営漁業とそれ以外の仕事との主従別漁業就業者数	125
5	個人経営体出身で自営漁業の主従別兼業種類別漁業就業者数	130
IV	漁業世帯員（個人経営体出身）統計	131
1	15歳以上の漁業従事世帯員の主とする就業状況別世帯員数	131
2	自営漁業・漁業雇われ別漁業（海上作業）のみに従事した世帯員数	131
V	漁船に関する統計	136
1	漁船隻数・動力漁船トン数規模別隻数	136
2	動力漁船隻数・トン数	137
	調査票	142
	海面漁業調査 漁業経営体調査票 I（個人経営体用）	
	漁業経営体調査票 II（団体経営体用）	

利用にあたって

- 1 表中にある構成比等については、端数処理の関係で、統計と一致しない場合がある。
- 2 表中に用いた記号は以下のとおりである。
 - 「－」： 事実のないもの
 - 「…」： 事実不詳又は調査を欠くもの
 - 「x」： 個人又は法人のそのたの団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないもの
 - 「△」： 負数又は減少したもの
- 3 秘匿措置について
統計調査結果について、調査対象数が2以下の場合には調査結果の秘密保護の観点から、該当結果を「x」表示とする秘匿措置を施している。
なお、全体（計）からの差引きにより、秘匿措置を講じた当該結果が推定できる場合には、本来秘匿措置を施す必要のない箇所についても「x」表示としている。
- 4 本報については、都道府県経由で調査を実施した、海面漁業調査に係る「漁業経営体調査」についてのみ掲載しており、農林水産省の地方農政局などで調査したものについては掲載していない。

2018年漁業センサスの実施概要

1 調査の目的

2018年漁業センサスは、漁業の生産構造、就業構造及び漁村、水産物流通・加工業等の漁業を取りまく実態を明らかにするとともに、水産行政の推進に必要な基礎資料を整備することを目的として実施した。

2 調査期日

平成30年11月1日現在

3 調査体系の概要

調査の種類		調査の系統	調査の方法
海面 漁業調査	漁業経営体調査	農林水産省 都道府県 市区町村 統計調査員	調査員調査又は オンライン調査 (調査員調査は自計 申告を基本とし、面 接調査も可能。)
	海面漁業地域調査		郵送調査又は オンライン調査
内水面 漁業調査	内水面漁業経営体調査	農林水産省 地方組織 (統計調査員)	調査員調査又は オンライン調査 (調査員調査は自計 申告を基本とし、面 接調査も可能。また、 郵送により配布し、 回収を郵送又は職員 が行うことも可能。)
	内水面漁業地域調査		郵送調査又は オンライン調査
流通加工 調査	魚市場調査		調査員調査又は オンライン調査
	冷凍・冷蔵、水産加工場調査		調査員調査又は オンライン調査

4 調査方法（海面漁業調査）

統計調査員が、調査対象経営体に対し調査票を配布・回収を行う自計報告調査（被調査者が自ら回答を調査票に記入する方法）の方法により行った。

ただし、調査対象経営体から面接調査の申出があった場合には、統計調査員による調査対象者に対する面接調査の方法をとった。

5 用語の定義（海面漁業経営体調査）

海面漁業	海面（サロマ湖、能取湖、風蓮湖、温根沼、厚岸湖、加茂湖、浜名湖及び中海を含む。）において営む水産動植物の採捕又は養殖の事業をいう。
過去1年間	平成29年11月1日から平成30年10月31日の期間
漁業経営体	過去1年間に利潤又は生活の資を得るために、生産物を販売することを目的として、海面において水産動植物の採捕又は養殖の事業を行った世帯又は事業所をいう。 ただし、過去1年間における漁業の海上作業従事日数が30日未満の個人経営体は、調査客体としていない。
経営組織	漁業経営体を経営形態別に分類する区分をいう。
個人経営体	個人で漁業を営んだものをいう。
団体経営体	個人経営体以外の漁業経営体をいう。
会社	会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項に基づき設立された株式会社、合名会社、合資会社及び合同会社をいう。なお、特例有限会社は株式会社に含む。
漁業協同組合	水協法に基づき設立された漁業協同組合（以下「漁協」という。）及び漁業協同組合連合会（以下「漁連」という。）をいう。 なお、内水面組合（水協法第18条第2項に規定する内水面組合をいう。）は除く。）
漁業生産組合 共同経営	水協法第2条に規定する漁業生産組合をいう。 二つ以上の漁業経営体（個人又は法人）が、漁船、漁網等の主要生産手段を共有し、漁業経営を共同で行うものであり、その経営に資本又は現物を出資しているものをいう。これに該当する漁業経営体の調査は、代表者に対してのみ実施した。
その他	都道府県の栽培漁業センターや水産増殖センター等、上記以外のものをいう。
経営体階層	漁業経営体が「過去1年間に主として営んだ漁業種類」及び「過去1年間に使用した漁船のトン数」により、次の方法により決定した。 (ア) 初めに、過去1年間に主として営んだ漁業種類（販売金額1位の漁業種類）が、大型定置網、さけ定置網、小型定置網及び海面養殖に該当したものを当該階層に区分。 (イ) (ア)に該当しない経営体について、過去1年間に使用した漁船の種類及び動力漁船の合計トン数（動力漁船の合計トン数には、遊漁のみに用いる船、買いつけ用の鮮魚運搬船等のトン数は含まない。）により区分（使用漁船の種類及び使用動力漁船の合計トン数により、漁船非使用、無動力漁船、船外機付漁船、動力漁船1トン未満から動力漁船3,000トン以上の階層までの16経営体階層に区分。）。

漁業層	以下の各層をいう。
沿岸漁業層	漁船非使用、無動力漁船、船外機付漁船、動力漁船10トン未満、定置網及び海面養殖の各階層を合わせたものをいう。
海面養殖層	海面養殖の階層をいう。
中小漁業層	動力漁船10トン以上1,000トン未満の各階層を合わせたものをいう。
大規模漁業層	動力漁船1,000トン以上の各階層を合わせたものをいう。
漁業種類	漁業経営体が営んだ漁業種類（54種類。具体的には48～53ページの表頭項目のとおり。）をいう。
営んだ漁業種類	漁業経営体が過去1年間に営んだ全ての漁業種類をいう。
漁獲物・収獲物の販売金額	過去1年間に漁獲物・海面養殖の収獲物を販売した金額（消費税を含む。）をいう。
出荷先	過去1年間に漁獲物・収獲物を漁業経営体が直接出荷した相手先をいう。
漁業協同組合の市場又は荷さばき所	漁協が開設している卸売市場又は漁協の荷さばき所へ出荷している場合をいう。
漁業協同組合以外の卸売市場	漁協以外が開設している卸売市場（中央卸売市場を含む。）へ出荷している場合をいう。
流通業者・加工業者	卸売問屋等流通業者、加工業者等へ出荷している場合をいう。
小売業者・生協	スーパー（量販店を含む。）、鮮魚商及び生協等へ出荷している場合をいう。
外食産業	レストラン等の外食産業へ出荷している場合をいう。
消費者に直接販売	消費者に直接販売している場合をいう。
自営の水産物直売所	食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく魚介類販売業の許可を得て、自らが運営する直売所で販売している場合をいう。
その他の水産物直売所	共同で運営している直売所又は他者が運営する直売所で販売している場合をいう。
他の方法	移動販売（行商）等のほか、インターネットや電話等により消費者から直接受注し、販売している場合をいう。
その他	上記以外のものをいう。
漁業就業者	
個人経営体の自家漁業のみ	満15歳以上で過去1年間に漁業の海上作業に年間30日以上従事した者をいう。漁業就業者のうち、個人経営体の自家漁業のみに従事し、共同経営の漁業及び雇われての漁業には従事していない者をいう（漁業以外の仕事に従事したか否かは問わない。）。
団体経営体における責任のある者	漁業就業者のうち、団体経営体における経営主及び役員（支配人や代理を委任された人を含み、役員会に出席するだけの者は含まない。）をいう。
漁業雇われ	漁業就業者のうち、上記以外の者をいう（漁業以外の仕事に従事したか否かは問わない。）。
新規就業者	過去1年間に漁業で恒常的な収入を得ることを目的に主として漁業に従事した

者で、①新たに漁業を始めた者、②他の仕事の主であったが漁業が主となった者、③普段の状態が仕事を主としていなかったが漁業が主となった者のいずれかに該当する者をいう。

なお、個人経営体の自家漁業のみに従事した者については、前述のうち海上作業に30日以上従事した者を新規就業者とした。

海上作業従事者

満15歳以上で、11月1日現在で海上作業に従事した者

漁船

過去1年間に経営体が漁業生産のために使用したものをいい、主船のほかに付属船（まき網における灯船、魚群探索船、網船等）を含む。

ただし、漁船の登録を受けていても、直接漁業生産に参加しない船（遊漁のみに用いる船、買いつけ用の鮮魚運搬船等）は除く。

なお、漁船隻数の算出に当たっては、上記のうち調査日現在保有しているものに限定している（重複計上を回避するため。）。

無動力漁船

推進機関を付けない漁船をいう。

船外機付漁船

無動力漁船に船外機（取り外しができる推進機関）を付けた漁船をいい、複数の無動力漁船に1台の船外機を交互に付けて使用する場合には、そのうち1隻を船外機付漁船、ほかは無動力漁船とした。

動力漁船

推進機関を船体に固定した漁船をいう。なお、船内外機船（船内にエンジンを設置し、船外に推進ユニット（プロペラ等）を設置した漁船）については動力漁船とした。

漁業の海上作業

ア 漁船漁業では、漁船の航行、機関の操作、漁労（漁場での水産動植物の採捕に係る作業）、船上加工等の海上における全ての作業をいう（運搬船など、漁労に関して必要な船の全ての乗組員の作業も含める。したがって、漁業に従事しない医師、コック等の乗組員も海上作業従事者となる。）。

イ 定置網漁業では、網の張り立て（網を設置することをいう。）、取替え、漁船の航行、漁労等海上における全ての作業及び陸上において行う岡見（定置網に魚が入るのを見張ること。）をいう。

ウ 地びき網漁業では、漁船の航行、網の打ち回し、漁労等海上における全ての作業及び陸上の引き子の作業をいう。

エ 漁船を使用しない漁業では、採貝、採藻（海岸に打ち寄せた海藻を拾うことも含める。）等をする作業をいう（潜水も含む。）。

オ 養殖業では、次の作業をいう。

(ア) 海上養殖施設での養殖

a 漁船を使用しての養殖施設までの往復

b いかだや網等の養殖施設の張立て及び取り外し

c 採苗(さいびょう)、給餌作業、養殖施設の見回り、収獲物の取り上げ等の海上において行う全ての作業

(イ) 陸上養殖施設での養殖

a 採苗、飼育に関わる養殖施設（飼育池、養成池、水槽等）での全ての作業

	<ul style="list-style-type: none"> b 養殖施設（飼育池、養成池、水槽等）の掃除 c 池及び水槽の見回り d 給餌作業（ただし、餌料配合作業（餌作り）は陸上作業とする。） e 収獲物の取り上げ作業
個人経営体の専兼業分類	
専業	個人経営体（世帯）として、過去1年間の収入が自家漁業からのみの場合をいう。
第1種兼業	個人経営体（世帯）として、過去1年間の収入が自家漁業以外の仕事からもあり、かつ、自家漁業からの収入がそれ以外の仕事からの収入の合計よりも大きかった場合をいう。
第2種兼業	個人経営体（世帯）として、過去1年間の収入が自家漁業以外の仕事からもあり、かつ、自家漁業以外の仕事からの収入の合計が自家漁業からの収入よりも大きかった場合をいう。
兼業の種類	
水産物の加工	水産物を主たる原料とする加工製造業をいい、自家生産物以外の水産物を購入して加工製造するもの及び原料が自家生産物の場合でも、同一構内（屋敷内）に工場、作業場と認められるものがあり、その製造活動に専従の常時従業者（家族も含む。）を使用し、加工製造するものをいう。なお、藻類の素干し品のみを製造する場合は、水産加工業に含めない。
漁家民宿	旅館業法（昭和23年法律第138号）に基づく旅館業の許可を得て、観光客等の第三者を宿泊させ、自ら生産した水産動植物や地域の食材をその使用割合の多寡にかかわらず用いた料理を提供し料金を得ている事業をいう。
漁家レストラン	食品衛生法に基づく飲食店営業又は喫茶店営業の許可を得て、不特定の者に自ら生産した水産動植物を、その使用割合の多寡にかかわらず用いた料理を提供し、料金を得ている事業をいう。
遊漁船業	遊漁者から料金を徴収して、漁船、遊漁船等を使用して、遊漁者を漁場に案内し、釣りなどの方法により魚類その他の水産動植物を採捕させること（船釣り、瀬渡し等）をいう。なお、遊漁者を他の業者に斡旋する業務は遊漁船業に含めない。
農業	販売することを目的に農業を行っている場合をいう。
小売業	自ら生産した水産動植物又はそれを使用した加工品を小売りする事業をいう。 なお、インターネットや行商など店舗を持たない場合も含める。
その他	上記以外のものをいう。
基幹的漁業従事者	個人経営体の世帯員のうち、満15歳以上で自家漁業の海上作業従事日数が最も多い者をいう。

自家漁業の後継者

満15歳以上で過去1年間に漁業に従事した者のうち、将来、自家漁業の経営主になる予定の者をいう。

大海区

海面漁業生産統計調査の表章単位で、全国の海域を9区分している。

調 査 結 果 の 概 要

1 漁業経営体数

(1) 大海区別漁業経営体数

今回の漁業センサスにおける漁業経営体数は2,858経営体で、前回センサス(平成25年)の3,618経営体と比べて、760経営体(21.0%)減少している。海区別にみると、東シナ海区の方が減少率が大きくなっている。

第1表 大海区別経営体数

単位：経営体

年次	山口県			全 国
	県 計	東シナ海区	瀬戸内海区	
平成25年	3,618	1,866	1,752	94,507
平成30年	2,858	1,436	1,422	79,067
増減率(%)	△21.0	△23.0	△18.8	△16.3

(2) 経営組織別経営体数

経営組織別にみると、個人経営体が2,790経営体で全体の97.6%と大部分を占め、次いで会社45、漁業協同組合11、共同経営8、その他4となっている。ほとんどの経営組織において減少している。

第2表 経営組織別経営体数

単位：経営体

経営組織	県計			東シナ海区			瀬戸内海区		
	平成25年	平成30年	増減率	平成25年	平成30年	増減率	平成25年	平成30年	増減率
総 数	3,618	2,858	△ 21.0	1,866	1,436	△ 23.0	1,752	1,422	△ 18.8
個人経営体	3,534	2,790	△ 21.1	1,808	1,385	△ 23.4	1,726	1,405	△ 18.6
会 社	51	45	△ 11.8	41	38	△ 7.3	10	7	△ 30.0
漁業協同組合	10	11	10.0	8	9	12.5	2	2	0.0
漁業生産組合	-	-	-	-	-	-	-	-	-
共同経営	18	8	△ 55.6	7	3	△ 57.1	11	5	△ 54.5
そ の 他	5	4	△ 20.0	2	1	△ 50.0	3	3	0.0

(3) 経営体階層別経営体数

山口県では、動力漁船使用における「1トン～3トン未満」、「3～5トン未満」で、全体の62.6%を占めている。階層別の経営体数について前回センサスと比べると、動力漁船使用における30トン～200トンをのぞき、ほとんどの階層で減少している。

その中でも、動力漁船使用の「1～3トン未満」が243隻(22.7%)「3～5トン未満」が249隻(20.5%)と大きく減少している。

第3表 経営体階層別経営体数

単位:経営体

経営体階層	県計			東シナ海区			瀬戸内海区			
	平成25年	平成30年	増減率	平成25年	平成30年	増減率	平成25年	平成30年	増減率	
計	3,618	2,858	△ 21.0	1,866	1,436	△ 23.0	1,752	1,422	△ 18.8	
漁船非使用階層	84	33	△ 60.7	76	24	△ 68.4	8	9	12.5	
漁船使用	無動力漁船のみ	-	-	-	-	-	-	-	-	
	船外機付漁船	386	342	△ 11.4	264	223	△ 15.5	122	119	△ 2.5
	動 1 トン未満	193	137	△ 29.0	90	60	△ 33.3	103	77	△ 25.2
	動 1 ～ 3	1,069	826	△ 22.7	412	327	△ 20.6	657	499	△ 24.0
	動 3 ～ 5	1,214	965	△ 20.5	571	452	△ 20.8	643	513	△ 20.2
	力 5 ～ 10	298	256	△ 14.1	217	158	△ 27.2	81	98	21.0
	力 10 ～ 20	186	144	△ 22.6	169	132	△ 21.9	17	12	△ 29.4
	漁 20 ～ 30	10	3	△ 70.0	7	2	△ 71.4	3	1	△ 66.7
	漁 30 ～ 50	1	2	100.0	1	2	100.0	-	-	-
	使 船 50 ～ 100	5	6	20.0	5	6	20.0	-	-	-
	使 100 ～ 200	5	7	40.0	5	6	20.0	-	1	-
	用 200 ～ 500	1	1	0.0	1	1	0.0	-	-	-
	用 500 ～ 1,000	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	用 1,000 ～ 3,000	-	-	-	-	-	-	-	-	-
用 3,000トン以上	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
大型定置網	6	8	33.3	6	8	33.3	-	-	-	
さけ定置網	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
小型定置網	54	50	△ 7.4	14	14	0.0	40	36	△ 10.0	
海面養殖	魚 ぎんざけ養殖	-	-	-	-	-	-	-	-	
	魚 ぶり類養殖	6	3	△ 50.0	6	2	△ 66.7	-	1	-
	魚 まだい養殖	-	-	-	-	-	-	-	-	
	魚 ひらめ養殖	2	1	△ 50.0	1	-	皆減	1	1	0.0
	魚 とらふぐ養殖	-	8	皆増	-	2	皆増	-	6	皆増
	魚 くらまぐろ養殖	1	1	0.0	1	1	0.0	-	-	-
	魚 その他の魚類養殖	12	-	皆減	4	-	皆減	8	-	皆減
	面 ほたてがい養殖	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	面 かき類養殖	2	2	0.0	1	1	0.0	1	1	0.0
	面 その他の貝類養殖	3	2	△ 33.3	1	1	0.0	2	1	-
養殖	くるまえび養殖	7	4	△ 42.9	1	-	皆減	6	4	△ 33.3
	ほや類養殖	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他の水産動物類養殖	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	こんぶ類養殖	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	わかめ類養殖	14	19	35.7	7	10	42.9	7	9	28.6
	のり類養殖	59	36	△ 39.0	6	2	△ 66.7	53	34	△ 35.8
	その他の海藻類養殖	-	2	-	-	2	-	-	-	-
	真珠養殖	-	-	-	-	-	-	-	-	-
真珠母貝養殖	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

(4) 営んだ漁業種類別経営体数

営んだ漁業種類別経営体数は、「釣り」が1,699経営体と最も多く、次いで「採貝・採藻」が844経営体、「その他の漁業」が803経営体の順となっている。前回センサスと比べると、「釣り」が408経営体(19.4%)、「採貝・採藻」が299経営体(26.2%)、「底びき網」が142経営体(25.9%)と大きく減少している。

第4表 営んだ漁業種類別経営体数（複数回答）

単位：経営体

経営体階層	県計			東シナ海区			瀬戸内海区		
	平成25年	平成30年	増減率	平成25年	平成30年	増減率	平成25年	平成30年	増減率
計（実数）	3,618	2,858	△ 21.0	1,866	1,436	△ 23.0	1,752	1,422	△ 18.8
底びき網	549	407	△ 25.9	87	54	△ 37.9	462	353	△ 23.6
船びき網	122	90	△ 26.2	32	25	△ 21.9	90	65	△ 27.8
まき網	9	9	0.0	9	9	0.0	-	-	-
刺網	931	765	△ 17.8	261	238	△ 8.8	670	527	△ 21.3
大型定置網	6	9	50.0	6	9	50.0	-	-	-
小型定置網	70	70	0.0	22	21	△ 4.5	48	49	2.1
その他の網漁業	283	193	△ 31.8	188	94	△ 50.0	95	99	4.2
はえ縄	200	203	1.5	119	137	15.1	81	66	△ 18.5
釣り	2,107	1,699	△ 19.4	1,535	1,237	△ 19.4	572	462	△ 19.2
潜水器漁業	36	29	△ 19.4	-	-	-	36	29	△ 19.4
採貝・採藻	1,143	844	△ 26.2	905	673	△ 25.6	238	171	△ 28.2
その他の漁業	839	803	△ 4.3	205	285	39.0	634	518	△ 18.3
海面養殖	189	128	△ 32.3	58	52	△ 10.3	131	76	△ 42.0

(5) 主な漁獲物の出荷先別経営体数

主な漁獲物の出荷先として、「漁協の市場又は荷さばき所」が1,631経営体と最も多く、次いで「漁協以外の卸売り市場」が907経営体の順となっており、この2つで全体の88.8%と大部分を占めている。前回センサス時と比べると、「漁協の市場又は荷さばき所」が585経営体（26.4%）、「流通業者・加工業者」が100経営体（51.5%）と大きく減少した。

第5表 主な漁獲物の出荷先別経営体数

単位：経営体

出荷先	県計			東シナ海区			瀬戸内海区		
	平成25年	平成30年	増減率	平成25年	平成30年	増減率	平成25年	平成30年	増減率
計	3,618	2,858	△ 21.0	1,866	1,436	△ 23.0	1,752	1,422	△ 18.8
漁協の市場又は荷さばき所	2,216	1,631	△ 26.4	1,428	1,089	△ 23.7	788	542	△ 31.2
漁協以外の卸売り市場	902	907	0.6	292	279	△ 4.5	610	628	3.0
流通業者・加工業者	194	94	△ 51.5	23	10	△ 56.5	171	84	-
小売業者・生協	42	41	△ 2.4	16	14	△ 12.5	26	27	3.8
外食産業	-	14	皆増	-	3	皆増	-	11	皆増
消費者に直接販売	227	153	△ 32.6	98	38	△ 61.2	129	115	△ 10.9
その他	37	18	△ 51.4	9	3	-	28	15	-

(6) 新規就業者の有無別経営体数

新規就業者のいる経営体は、前回センサスの21経営体と比べて14経営体（66.7%）増加した。

第6表 新規就業者の有無別経営体数

単位：経営体

区分	県計			東シナ海区			瀬戸内海区		
	平成25年	平成30年	増減率	平成25年	平成30年	増減率	平成25年	平成30年	増減率
計	3,618	2,858	△ 21.0	1,866	1,436	△ 23.0	1,752	1,422	△ 18.8
新規就業者あり	21	35	66.7	12	22	83.3	9	13	44.4
新規就業者なし	3,597	2,823	△ 21.5	1,854	1,414	△ 23.7	1,743	1,409	△ 19.2

2 個人経営体数

(1) 専兼業別個人経営対数

個人経営体数は2,790経営体で、前回センサスの3,534経営体と比べて、744経営体(21.1%)減少している。全国に比べて、自営漁業が主である兼業の減少率が大きく、自営漁業が従である兼業の減少率が小さい。

兼業内訳をみると、「専業(自営漁業のみ)」が1,596経営体で全体の半数以上(57.2%)を占めており、兼業である「自営漁業が主」が659経営体(23.6%)、同じく兼業である「自営漁業が従」が535経営体(19.2%)となっている。

第7表 専兼業個人経営体数

単位：経営体

区 分	山口県				全 国	
	平成25年	平成30年	構成比(%)	増減率(%)	平成30年	増減率(%)
計	3,534	2,790	-	△ 21.1	74,526	△ 16.7
専業(自営漁業のみ)	2,026	1,596	57.2	△ 21.2	38,298	△ 13.9
兼業(自営漁業が主)	904	659	23.6	△ 27.1	19,664	△ 21.2
〃(自営漁業が従)	604	535	19.2	△ 11.4	16,564	△ 17.3
東シナ海区	1,808	1,385	-	△ 23.4	18,898	△ 16.9
専業(自営漁業のみ)	967	759	54.8	△ 21.5	10,058	△ 13.1
兼業(自営漁業が主)	536	382	27.6	△ 28.7	4,698	△ 23.5
〃(自営漁業が従)	305	244	17.6	△ 20.0	4,142	△ 17.7
瀬戸内海区	1,726	1,405	-	△ 18.6	12,388	△ 17.0
専業(自営漁業のみ)	1,059	837	59.6	△ 21.0	6,496	△ 20.8
兼業(自営漁業が主)	368	277	19.7	△ 24.7	2,832	△ 23.1
〃(自営漁業が従)	299	291	20.7	△ 2.7	3,060	0.5

(2) 兼業種類別個人経営体数並びに民宿及び遊漁船の年間利用者数

個人経営体の兼業状況をみると、雇われで働いている世帯員のいる経営体が598経営体(21.4%)で最も多くなっている。

漁業以外の自営業では、民宿を兼業した経営体は13経営体(0.5%)で、その年間利用者数は4,305人、遊漁船業を兼業した経営体は86経営体(3.1%)となっている。

第8表 兼業種類別個人経営体数並びに民宿及び遊漁船の年間利用者数

単位：経営体、人

区 分	平成25年			平成30年		
	経営体数	構成比(%)	年間利用者数	経営体数	構成比(%)	年間利用者数
個人経営体	3,534	100	...	2,790	100	...
兼業						
自営業						
水産加工業	29	0.8		27	1.0	...
漁家民宿	20	0.6	6,965	13	0.5	4,305
漁家レストラン	3	0.1	...
遊漁船業	130	3.7	23,252	86	3.1	...
農業	155	5.6	...
小売業	28	1.0	...
その他	423	12.0	...	174	6.2	...
雇われ	1,091	30.9	...	644	23.1	...

※ 兼業は、世帯員の漁業以外の仕事の延べ数。

(3) 個人経営体における基幹的漁業従事者の性別・男子年齢別割合

基幹的漁業従事者の男子年齢別構成比は、「65歳以上」が69.7%と半数を超えている。前回センサスと比べると、男子の「55～64歳」の年齢層の減少割合が大きくなっている。

第9表 個人経営体における基幹的漁業従事者の性別・男子年齢割合

単位：%

年次	計	海上作業に従事した世帯員がない	海上作業に従事した世帯員がいる							女
			男						65歳以上	
			小計	34歳以下	35～44	45～54	55～64			
平成25年	100.0	0.0	97.5	1.9	4.5	9.5	23.9	57.7	2.5	
平成30年	100.0	0.0	98.6	2.4	3.9	8.0	14.6	69.7	1.4	

3 漁業就業者数

(1) 漁業就業者数

調査日前1年間に30日以上漁業の海上作業に従事した漁業就業者数は3,923人で、前回センサスの5,106人と比べて1,183人(23.2%)減少している。漁業就業者のうち、個人経営体の自営漁業のみに従事した者は2,976人で、前回に比べ1,012人減少している。また、漁業経営体に雇われて漁業に従事した者は855人で前回に比べ263人(23.5%)減少した。

第10表 漁業就業者数

単位：人

区分	山口県							全国		
	県計					東シナ海区	瀬戸内海区			
	平成25年	構成比	平成30年	構成比	増減率			平成30年	構成比	増減率
漁業就業者	5,106	100.0	3,923	100.0	△ 23.2	2,148	1,775	151,767	100.0	△ 16.1
自営漁業のみに従事	3,988	78.1	2,976	75.9	△ 25.4	1,432	1,544	86,943	57.3	△ 20.4
団体経営体の責任のある者	-	-	92	2.3	皆増	66	26	8,726	5.7	-
漁業雇われ	1,118	21.9	855	21.8	△ 23.5	650	205	56,098	37.0	△ 21.8
調査経営体と同じ市町に居住している者	989	19.4	-	-	皆減	-	-	-	-	-
漁業雇われのみ	724	14.2	855	21.8	18.1	650	205	-	-	-

(2) 65歳以上の漁業就業者の割合

漁業就業者に占める65歳以上の就業者の割合は、前回センサスの52.6%から58.6%となり、全国平均より高くなっている。

第11表 65歳以上の漁業就業者の割合

単位：人

年次	山口県							全国		
	県 計			東シナ海区		瀬戸内海区		計	64歳以下	65歳以上
	計	64歳以下	65歳以上	64歳以下	65歳以上	64歳以下	65歳以上			
平成25年	5,106	2,420	2,686	1,382	1,415	1,038	1,271	180,985	117,352	63,633
構成比 (%)	-	47.4	52.6	49.4	50.6	45.0	55.0	-	64.8	35.2
平成30年	3,923	1,626	2,297	929	1,219	697	1,078	151,701	93,584	58,117
構成比 (%)	-	41.4	58.6	43.2	56.8	39.3	60.7	-	61.7	38.3

4 漁船隻数

漁業経営体が過去1年間に漁業生産のために使用し、調査期日現在保有している漁船の隻数は3,865隻で、前回センサスの4,734隻と比べて、869隻(18.4%)減少した。

動力漁船の減少を規模別にみると、特に、3トン未満の規模が大きく減少している。

第12表 漁船隻数・動力漁船トン数規模別隻数

単位：隻

種類・規模	県 計			東シナ海区			瀬戸内海区		
	平成25年	平成30年	増減率 (%)	平成25年	平成30年	増減率 (%)	平成25年	平成30年	増減率 (%)
総 数	4,734	3,865	△ 18.4	2,414	1,977	△ 18.1	2,320	1,888	△ 18.6
無 動 力 漁 船	37	22	△ 40.5	21	9	△ 57.1	16	13	△ 18.8
船 外 機 付 漁 船	1,103	938	△ 15.0	627	568	△ 9.4	476	370	△ 22.3
動 力 漁 船 計	3,594	2,727	△ 24.1	1,766	1,323	△ 25.1	1,828	1,404	△ 23.2
1 トン未満	304	137	△ 54.9	149	62	△ 58.4	155	75	△ 51.6
1 ～ 3	1,389	854	△ 38.5	526	339	△ 35.6	863	515	△ 40.3
3 ～ 5	1,439	1,035	△ 28.1	663	470	△ 29.1	776	565	△ 27.2
5 ～ 10	234	407	73.9	204	205	0.5	30	202	573.3
10 ～ 20	221	212	△ 4.1	217	171	△ 21.2	4	41	925.0
20 ～ 30	1	13	1200.0	1	8	皆減	-	5	-
30 ～ 50	-	12	皆増	-	12	皆減	-	-	-
50 ～ 100	3	35	1066.7	3	35	1066.7	-	-	-
100 ～ 200	3	18	500.0	3	17	466.7	-	1	皆増
200 ～ 500	-	4	-	-	4	皆増	-	-	-
500 ～ 1,000	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1,000 ～ 3,000	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3,000 トン以上	-	-	-	-	-	-	-	-	-